

# 令和3年度 就学援助制度のお知らせ



～就学援助（新入学学用品費）の入学前支給ができます～

呉市では、小・中学校に就学するお子様が、楽しく安心して学校生活を送れるよう、経済的にお困りのご家庭に、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。  
就学援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえ、申請をしてください。

## 1 援助を受けられる世帯

- ① 呉市に住所があり、小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- ② 令和3年4月に入学を予定する児童・生徒の保護者
- ③ ①又は②であって、次のいずれかに該当する世帯です。

| 区分 | 申請理由                                                  | 必要な証明書類                                            |
|----|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1  | 生活保護を受けている                                            | 必要ありません                                            |
| 2  | 生活保護が停止又は廃止になった                                       | 必要ありません                                            |
| 3  | 市民税が非課税である（世帯全員）                                      | 令和2年度所得・課税証明書（世帯全員分）                               |
| 4  | 市民税が減免された（世帯全員）                                       | 市県民税課税決定通知書の写し（世帯全員分）                              |
| 5  | 個人事業税が減免された                                           | 個人事業税減免決定通知書の写し                                    |
| 6  | 固定資産税が減免された                                           | 固定資産税課税決定通知書の写し                                    |
| 7  | 国民年金保険料が免除された（世帯全員）                                   | 国民年金保険料免除申請承認通知書の写し（世帯全員分）                         |
| 8  | 国民健康保険料が減免、徴収猶予された                                    | 国民健康保険料減免申請に伴う決定通知書の写し                             |
| 9  | 児童扶養手当の支給を受けている                                       | 児童扶養手当証書の写し                                        |
| 10 | 生活福祉資金の貸付を受けている                                       | 生活福祉資金貸付決定通知書の写し                                   |
| 11 | 雇用保険の失業給付を受けている<br>※世帯の中に収入のある方がいる場合は、対象にならない場合があります。 | 雇用保険受給資格者証の写し<br>※雇用保険の受給者以外の世帯員については、所得等の審査を行います。 |
| 12 | 特別な事情があり経済的に困っている                                     | 令和2年度所得・課税証明書等（世帯全員分）                              |

※世帯とは、住民票が別であっても、同じ住所地に住んでいる方（同居人）を含みます。また、保護者が単身赴任等で住所地が異なる場合も同様です。同じ住所地であっても建物が別の場合や、二世帯住宅等で生計が別である場合は、それを証明する書類（光熱水費の領収書等）を必ず提出してください。

※証明書類による審査は、申請時とは別に年に1回行います。証明書等の更新時期に別途お知らせしますので、更新された証明書等を提出してください。申請理由に該当しなくなった場合は不認定となります。また、証明書類による審査以外でも、申請理由に該当しなくなった場合は不認定となります。

※不認定となった場合、該当しなくなった日以降の就学援助費の支給はできません。既に支給済みの場合は返還していただきます。

### ＜12の認定基準の目安額＞

| 世帯人数 | 世帯の合計所得額   | 世帯人数 | 世帯の合計所得額   |
|------|------------|------|------------|
| 2人   | 2,237,000円 | 4人   | 3,331,000円 |
| 3人   | 2,825,000円 | 5人   | 3,695,000円 |



※認定基準は変更される場合があります。

※基準額は家族の年齢や構成によって金額が異なります。特にお子様の年齢が低いと、目安額の範囲内でも認定にならない場合があります。あくまでも申請の目安として、参考にしてください。

申請の方法は裏面をご覧ください➡

## 2 申請の方法

### (1) 申請書の提出

就学援助を希望する方は、「就学援助費受給申請書兼世帯票」に必要事項を記入し、該当する申請理由の証明書類を添えて、お子様が在籍（入学）する学校へ提出してください。

現在就学援助を受けている方も、毎年度の申請が必要です。

※「就学援助費受給申請書兼世帯票」は、学校又は呉市教育委員会学校教育課にあります。



### (2) 申請書の受付期間

◆ 新入生（入学前支給を希望する方） **令和3年1月18日（月）～2月5日（金）**

◆ 在校生 **令和3年2月1日（月）～2月26日（金）**

◎指定学校を変更する予定のある方は、指定学校変更許可後に申請してください。なお、上記期間以降に申請した場合、新入生の新入学学用品費の支給（4月認定のみ）は入学後となります。

◎上記の締切以降も申請は随時受け付けていますが、4月認定となる方は、4月15日（木）までに申請し、認定された方に限ります。

◎年度途中で認定となる場合は、申請された時期が月初め～15日までは申請月から、16日～月末までは翌月からの支給となります。

## 3 認定の通知

4月15日（木）までに申請し、認定された方は、4月末までに、学校を通じて認定通知書を送付します。年度途中で申請された方は、認定後、随時送付いたします。

## 4 主な援助の内容 ※内容、金額は変更する場合があります。

（年額：円）

| 項 目     | 小学校      |         | 中学校      |         | 備 考            |
|---------|----------|---------|----------|---------|----------------|
| 新入学学用品費 | 1年       | 51,060円 | 1年       | 60,000円 | 4月認定のみ支給       |
| 学用品費等   | 1年       | 13,230円 | 1年       | 25,040円 | 途中認定の方は、月割りで支給 |
|         | 2～6年     | 15,500円 | 2～3年     | 27,310円 |                |
| 校外活動費   | 実費（限度額有） |         | 実費（限度額有） |         | 実施後に支給         |
| 修学旅行費   | 実費（限度額有） |         | 実費（限度額有） |         | 実施後に支給         |
| 学校病医療費  | 実費       |         | 実費       |         |                |
| 学校給食費   | 実費       |         | 実費       |         |                |

※新入学学用品費の入学前支給は、令和3年3月19日（金）の予定です。

※給食費、医療費を除き、原則保護者の指定した口座へ振り込みます。

※学用品費等は、各学期に分けて（5月、11月、2月）支給します。（初回の支給は、5月末の予定です。）

※学校病医療費は、中耳炎やう歯（虫歯）など支給の対象となる病気が限定されています。

※市外から転入された方で、既に新入学学用品費の入学前支給を受けている方への支給は行いません。

また、新入学学用品費を受給後、市外へ転出された場合は、その旨転出先自治体に通知します。

※呉市立以外の学校に在籍（入学）する児童・生徒は上記と援助の内容が異なります。

※申請理由に該当しなくなった場合は、支給済みの就学援助費のうち、該当しなくなった日以降の就学援助費を返還していただきます。



### ～お問い合わせ～

ご不明な点は、お子様が在学する学校又は呉市教育委員会学校教育課へお気軽にご連絡ください。

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所8階

☎0823-25-3453